# 司法制度改革実施推進会議参与会(第7回)会議議事概要

- 1 日 時 平成20年1月30日(水)午後3時00分から午後5時00分
- 2 場 所 法曹会館 寿の間(2階)
- 3 出席者

(参与 敬称略・50音順)

石井彦壽, 岩間陽子, 亀井時子, 土屋美明, 中川英彦, 長谷川裕子, 馬場義宣, 山本和彦(座長)

(法務省)

黒川弘務官房審議官,深山卓也司法法制部長

(内閣官房司法制度改革推進室)

小林昭彦室長

### 4 議題

司法制度改革の取組状況に関する意見交換(特に法令外国語訳に関する取組状況、法整備支援に関する取組状況について)

### 5 配布資料

- (1) 認証紛争解決事業者一覧
- (2) 法教育推進協議会開催要領
- (3) 平成19年新司法試験の結果
- (4) 「法科大学院協会、文部科学省及び法曹三者による協議会」の概要
- (5) 日本司法支援センター業務の概要
- (6) 常勤弁護士の配置状況
- (7) 日本司法支援センター(法テラス)全国事務所所在地等一覧
- (8) 法令外国語訳の推進について
- (9)-1 翻訳整備計画「改訂版」(担当省庁別)
- (9)-2 翻訳整備計画[改訂版](五十音順)
- (10)-1 民法・日英併記版
- (10)-2 民法・英語版
- (11)-1 特許法・日英併記版
- (11)-2 特許法・英語版
- (12) 法令用語日英標準対訳辞書(抜粋)
- (13) 法務省による法整備支援
- (14) 総務部総務課山口六平太裁判員プロジェクトはじめます! (DVD)

### 6 議事概要

# (1) 司法制度改革の取組状況について

- 〇 深山司法法制部長から法務省における司法制度改革の取組状況として
  - ・前回の参与会の議題となった認証紛争解決手続の運用状況等
  - ・法教育の状況
  - 裁判員制度の取組状況
  - ・司法試験の結果及び法曹養成制度
  - 日本司法支援センターの業務実施状況

について、それぞれ報告がなされた。

### (2) 法令外国語訳に関する取組状況について

O 内閣官房司法制度改革推進室の小林室長から法令外国語訳に関する取組状況について説明がなされた。

### (3) 法整備支援に関する取組状況について

〇 黒川官房審議官から法整備支援に関する取組状況について説明がなされた。

## (4) 意見交換

【司法制度改革の取組状況に関して】

### (土屋参与)

新司法試験についてであるが、慶應義塾大学法科大学院の植村元教授問題に関 して、司法試験の公正さを確保するための手当ては終わっているのか。

### (井上課長)

司法試験委員の任命の在り方につき検討を加え、出題に関与する学者の委員を減らすことにした。また、大学側での体制の整備などを内容とする通知を発して充実を図っている。

### (岩間参与)

司法試験合格者数についてどのような議論になっているのか。

### (深山部長)

先日新聞に報道されて御案内のとおり、法務大臣が3月を目途に省内で法曹人口に関する検討組織を立ち上げることを発表した。平成22年ころに合格者数3、000人程度を目指すという方針は閣議決定事項なので誠実に履行する。ただ、その後、どうするかを考えなければならない。規制改革の観点、経済界からは増やせという意見もある。現在自由民主党の司法制度調査会でも法曹人口問題を取り上げて小委員会で検討をしている。平成22年の後の話であるが、将来の方向性を決めるのは簡単な話ではないし、現在法科大学院で学んでいる学生に不意打ちにならないように実施しなければならない。そのため、そろそろ法務省としても検討を始めなければならないという状況の中で、大臣が省内に勉強会を始めるという話である。一部の新聞では減らすことを前提に記事が書かれているものもあるが、法務省としては結論は全く決めておらず、ニュートラルな立場である。

(中川参与)

自分も法科大学院の教授として学生に接しているが、学生がかわいそうである。 学生は様々な負担を負って法科大学院に来ている。制度は固定的ではないので見 直すのは分かるが、今どういうことが起こっていて、学生に影響があるのかない のか、学生の不安を除く情報発信をきめ細かくやって欲しい。今の部長の説明を 聞いて安心したが、誤解が多いようなので、きめ細かい情報発信をお願いしたい。

### (深山部長)

誤解を招かないような周知・広報を行いたい。

### 【法令外国語訳に関する取組状況に関して】

### (石井参与)

日本の民法典はローマ法を継受している。それをコモンローの国の言語に翻訳するのは大変なことで、分かりやすい言葉で翻訳したとしても理解してもらえるのか。日本の民法はドイツなどより条文が少なくシンプルに出来ているが、それゆえ条文のみでは分からないところもある。日本は法典国家であるが、判例法の国でもあり、概念をきちんと説明する上では判例・学説を解説したコンメンタールが必要である。対訳辞書のみではなく、このようなコンメンタールも作成すべきではないか。

### (小林室長)

御指摘のとおりである。我々の作業でも、法的な効力を持つのは原文の日本語であり英文は参考であるとの注をつけている。ただ、基本的な法令の条文の翻訳があるとないとでは違う。まだ、広報活動は不十分かもしれないが、内閣官房のホームページの意見箱には海外からも役に立っているという意見をいただいており、法令の条文の翻訳でも相当役に立っているのではないかと思う。

# (山本座長)

判例やコンメンタールの類の情報発信は学界としての仕事かもしれない。大きな規模の研究費をとって判例などの翻訳の作業に取り組んでおられる方もおり官 民一体となって取り組んでいかなければならない。

### (深山部長)

民法は抽象度が高いということで債権の部分の全面的見直しを検討しているが、改正後の条文の分量は2倍・3倍になるだろう。今の法律の作り方は条文を読んで分かるようにという要請が多い。今後、長い目で見ていけば、日本法自体が判例を知らなくても条文を読めば分かるようになっていき、それが翻訳に反映するので、改正が進んでいけば今よりは状況が良くなっていくのでは。

### (土屋参与)

通達も重要だと思う。実務上参考になるような重要な通達なども外国語に訳して欲しい。

## (小林室長)

まずは法律を訳すことを優先しているが、今でも、分野によっては、政令・省令と下位法令にも降りてきている。21年度に法務省に引き継いだ後のことになるかと思うが、御指摘は重要だと思っている。

# (土屋参与)

翻訳される一覧を見ると、民事法に偏っていないか。そういう目で見ている外 国の専門家もいる。

#### (小林室長)

法令外国語訳の推進を求めていたのが経団連など経済関係の団体が中心で、民事法のニーズが多かったと思う。ただ、法整備支援や日本を理解してもらうことを考えれば、刑事法も大切である。法務省関係で言えば刑事局が頑張って翻訳作業を進めているところである。

### (中川参与)

外国人の受入れにも有効である。自分が20年前にアメリカに駐在していたとき、法令の翻訳がなくて困った経験がある。こういう翻訳があると非常に有効だと評価したい。省庁別一覧の財務省の一番上に記載されている「日本の税法についての網羅的かつ詳細な解説書」は利用者の立場からすると特に有益である。専門家には基本法令だけでよいと思う。法的素養のない一般の人のために頑張って欲しい。コンメンタール作成は大変な作業だろうから、まずは辞書を充実させては。

### (小林室長)

法制度の解説書は、法令の翻訳後の課題としたい。辞書は我々もまだ十分とは思っていない。例えば、同じ「取消し」という言葉でもシチュエーションによる場合分けの必要がある。現在、各省庁等から辞書に対する意見等をいただいて、それを専門家会議で検討している。

#### (石井参与)

ドイツ法やフランス法の英訳はないのか。それらは参考になるのではないか。 (小林室長)

フランスやドイツの法律は参考にしている。その英訳を参考にしている専門家会議のメンバーがいるかもしれない。英米でも、アメリカのルイジアナ州はフランス法系で、ルイジアナ州の民法典など適宜参考にできるものは利用している。

# 【法整備支援に関する取組状況に関して】

#### (岩間参与)

ここ5年くらい、PKOの話と別に平和構築の場面で法整備支援が重要であるという傾向が強い。法律があってもそれを履行する制度がない国がたくさんある。 ソフトウェア面は法務省がしなければならないし、外務省ではできない。今後、 ソフトウェア作りとそういうことを指導できる人材育成については組織的にやっていく必要があると思うが、そのような計画はあるのか。

#### (黒川審議官)

御指摘のとおりで、法律だけ作ってもその国の生きた法律として定着しない。 作った法律がその人たちの自発的意思で定着していく人材育成やソフトウェア作 りにも力を入れてやっていくつもりではいるが、それには相当の期間と人材が必 要であり、実態として客観的には不足している観はある。

## (石井参与)

日本は明治維新の時に西欧型の法制度を急いで整備した。民法典では編成はドイツ法の形式を借りているが物権変動はフランス法である。また、登記制度は、ドイツの物的編成主義を取り入れている。このように、いろいろな制度を相互の関連性をあまり考慮せずに取り入れたので、実体法や手続法が相互にリンクしていない場合がたくさんある。実体法や手続法を相互の関連を考慮しないで、縦割りで輸出すると、日本の法制度の欠点もそのまま輸出することにならないか。

### (黒川審議官)

現地の実情やニーズにより異なるかもしれないが、そのまま日本の法制度を輸出するのではなく、日本の法制度を紹介して、さらに、現地の実務慣行等を考え、 互いに協議しながら進めている。

### (山本座長)

私自身カンボジアの法整備支援に長い間関わっている。石井参与指摘のとおり、 日本は各国の制度を受け継ぎながら独自の法制度を作ってきたという歴史がある。そこには様々な矛盾もあったが、改善しようと努力してきた経験がある。そういう経験は役立つことがある気がする。欧米は一方的に教える立場が続いてきた。そういうことを考えると、日本が法整備支援で果たせる役割は大きいと思う。(土屋参与)

配布資料中に、中国に対して民事訴訟法・仲裁法改正支援を実施中とあるが、 これは何を支援する趣旨なのか。もっと国際仲裁を活用しろという意思表示か。 (深山部長)

中国から仲裁法、民事訴訟法を全面的に改正したいという話があり、立案は自分たちでするが、その過程で日本の援助を得たいということであった。日本の仲裁法は司法制度改革の過程で国際標準のモデルに従った改正がなされた。それを知った上で、さらに、日本の仲裁法も教科書に書いてあるレベルの話は勉強した上で、そこには書かれていない運用の実態や解釈など細かなところの情報を立案の過程で得て参考にしたいということであった。

### (亀井参与)

法整備支援は日本だけか。他の国の支援とぶつかることはないのか。

#### (深山部長)

法ごとに異なる。どの国もそうである。先進国は自国の影響力を高めるために、 ドナーになろうと競争が激化している。それぞれの国が自分の法律が正しいと思 って売り込むと矛盾抵触するおそれがある。しかし、日本は売り込みではなく、 対象国からの要請に基づいて支援を行っている。

# (山本座長)

カンボジアでは刑法・刑事訴訟法はフランスが支援し、商法はアメリカが支援した。フランスは自国の制度をそのまま入れるので、刑事訴訟法で附帯私訴(被害者が加害者に訴訟を起こせる制度)をカンボジアにも入れてしまった。しかし、附帯私訴は実質的には民事訴訟なので、日本が支援している民事訴訟法とかぶってしまい、調整が難航した。

#### (馬場参与)

法整備支援に関与する実務家や学者の養成が必要だと思うので、意見として申 し上げる。質問としては、ウズベキスタンやラオスはそれぞれ平成19年、平成 20年に支援終了見込みとあるが、これで終わりなのか。またラオスの支援内容 が「判決書マニュアル作成」など他の国と支援内容が異なる気がするが、これは どういう理由か。

#### (山口副部長)

どういう支援をやっていくかという案件形成は、JICAと相手国との協議でなされる。ラオスについては今のプロジェクトは終了するが、今後、別の案件が形成されるかもしれない。ウズベキスタンについては、ウズベキスタンを含む中央アジア諸国に対して、平成20年度から新規の支援を始める予定である。なお、ラオスの場合は、法律はあるが、判決が分かりにくいなど、法律の運用面を改善すべきニーズがあると案件形成の過程で認められたことから、マニュアル作り等が支援内容とされた。

### (中川参与)

日本は箱物支援に力を入れすぎ。文化支援ももっとやって欲しい。自分は国際 民商事法センターという法整備支援をサポートする財団の形成に関わった。アジ アの人にとって日本法は分かりやすいし、国民も親切であるため、研修生は日本 を好きになって帰る。日本に来た時は若い人でも年が経つと偉くなって日本の宣 伝をしてくれる。

そういうことを背景として、日頃から考えていることが二つほどあるので申し上げたい。一点は先ほど話の出た案件形成について。どこの国が何をして欲しいかをキャッチするのはJICA、外務省。実際に支援するのは法務総合研究所が中心となる。このように案件形成と具体的支援する人が違うのが心配。もう少し国として一元的に出来ないか。そうするともっと効率的に出来るのではないか。もう一点は支援を行う人材を評価する仕組みが欲しいということ。実際に支援しているのは法務総合研究所の人だが、日弁連や学者、民間の方も支援している。そういう人はボランティアである。支援を行う人材の集め方や、その人たちの成果を評価する仕組みがあれば、もっと大きな人材の輪が出来るのではないか。必要な都度、やる気のある人を募って集めているのでは脆弱な気がする。

### (黒川審議官)

御指摘の点は我々も痛感しているところである。法整備支援を国の政策として 高める工夫が必要であるということで、まさに今日、官邸で関係閣僚の会議が開 かれる。

# (岩間参与)

ドイツでは外務省の外郭団体としてセンターを作って選挙監視に参加できる人のリストを持っている。日本も人材をプールしてその人を教育して、政治の側と人材の側の両方がどのように支援を進めるかを相談できるような組織が必要であると思う。

## (長谷川参与)

日本の企業がアジアに進出していくと労働紛争が生じる。日本の労働審判制度について最近よく聞かれ、関心が高いことが分かる。日本からの支援について、それぞれの国のニーズをどこが把握しているのか良く分からない。アジアの国への支援は箱物ではなく人材支援に切り替えることが必要。日本企業が海外進出すると、その後、その国で何が起きているのかを調査・検証し、その上で政府が支援すべき課題について検討すべきである。

司法試験合格者数について、3、000人では多すぎるというのは法曹の活躍の場を法廷としか考えていないからではないか。海外支援の担い手を含め、法曹 資格者の活躍の場はたくさんあるのではないかと思う。

### (土屋参与)

昔外務省を担当していた時に聞いて痛感した話であるが、日本は医療関係者養成のための病院施設を作るが、そこで養成された人材はヨーロッパに流れてしまうということである。その際に感じたのは、地元に定着できる人材の養成が必要ではないかということである。ソフト面での支援にも力を入れて欲しい。

### (山本座長)

最後に私からも一言。カンボジア支援に10年近く関わってきたが、パートナーとの間に信頼関係が出来たし、10年前に比べると法律家としても成長してくれた。

ただ、その中にもいくつか問題点があるが、二つだけ紹介したい。一つは中川参与と同意見であるが、戦略性が必要ではないかという話。最初はどうしたらよいか分からなかったので仕方ないと思うが、これだけ進むと全体としての戦略性が必要である。個人的には少なくとも基本法の支援は法務省に中核を担ってもらいたい。国によって支援の仕方は違う。中国への支援はカンボジアへの支援とは全く違う。ニーズに即した支援をするために、ノウハウ蓄積の必要がある。

もう一つも皆さんの話の中に出てきたが、人材育成について。カンボジアの民事訴訟法は弁論準備手続を採用しているが、世界的にも採用しているのはカンボジアと日本のみ。しかし、カンボジアには日本法を読める者はほとんどいない。日本の明治の法継受が成功したのは国家政策として優秀な人を欧米に派遣して、戻った人を大学教授や裁判官にするなどしてきたから。作った法律を定着させるためには、日本の原文を読める人材を長期的な視野に立って育てる必要がある。そこまでしないと法整備支援は完結しないと思っている。

(以 上)